

障害者自立支援法案の概要（その2）

5. 障害福祉計画

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

6. 費用負担

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

7. その他

- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

8. 施行期日

- 利用者負担の見直しに関する事項のうち自立支援医療(公費負担医療)にかかるもの 平成17年10月
- 新たな利用手続き、国等の負担(義務的負担化)に関する事項、利用者負担の見直しに関する事項のうち障害福祉サービスにかかるもの等 平成18年1月
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月

市町村に係る主な事務事業

- 障害者・児に係る福祉サービスの提供
 - 新たに精神障害者の社会復帰施設の利用事務を行う。
 - 公平なサービス利用のための審査会の設置などを行う。
 - 支払い事務は、国民健康保険団体連合会へ委託できることとし、事務を効率化。
 - 地域生活支援事業(相談支援、移動支援、手話通訳等、日常生活用具の給付等、地域活動支援センター等の通所サービス、福祉ホーム等)を実施する。(地域の実情により市町村の実施が困難な場合には、市町村が共同で、又は、市町村と協力して都道府県が広域的に実施)
- 自立支援医療費のうち現在の更生医療に相当する医療費の支給
 - 原則として現行どおりだが、18年10月から指定都市、中核市、市、福祉事務所を設置する町村の支給する医療費についても、都道府県が四分の一負担(市町村負担は四分の一)。
- 福祉サービスの目標値等を定める市町村障害福祉計画の策定
- 福祉サービスの提供に要する費用については、指定都市、中核市も含めて、四分の一負担に統一。
 - 現状では、指定都市、中核市の提供する福祉サービス、福祉事務所を設置する市町村の提供する施設サービスについては、都道府県負担がない。
- なお、指定都市、中核市については、支援費制度下で行ってきた福祉サービスを提供する事業所等の指定の事務が都道府県に一元化される。

都道府県に係る主な事務事業

- 障害児に係る福祉サービスの提供
 - 新たに精神障害者の社会復帰施設の利用事務は市町村に移譲
 - 児童福祉施設への入所事務は当面都道府県に残るが、5年後に移譲することを検討。
 - 地域生活支援事業(人材養成、専門相談などの広域事業、市町村事業のバックアップ)を実施する。
- 自立支援医療費のうち現在の育成医療、精神通院公費に相当する医療費の支給
 - 現行どおり
- 自立支援医療費のうち現在の更生医療に相当する医療費の支給
 - 原則として現行どおり(市町村で実施)だが、18年10月から指定都市、中核市、市、福祉事務所を設置する町村の支給する医療費についても、都道府県が四分の一負担(市町村負担は四分の一)。
- 福祉サービスの目標値等を定める市町村障害福祉計画の策定
- 福祉サービスの提供に要する費用については、指定都市、中核市分も含めて、四分の一負担に統一。
- 指定都市、中核市については、支援費制度下で行ってきた福祉サービスを提供する事業所等の指定の事務が都道府県に一元化される。また、公費負担医療を担当する医療機関の指定を行う。
- 不服申し立ての審査機関の設置

国保連への支払委託

- 障害者自立支援法案第29条第8項
『市町村は、介護給付費及び訓練等給付費の支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる』
- ※なお、19年10月までは、「国保連その他営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定めるもの」とする
- ※児童の入所施設の給付費支払いについても同様の規定